

水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会(第2回)議事概要

日 時：平成26年9月26日（金） 10：00 ~ 12：00

場 所：中央合同庁舎2号館共用会議室5

出席者：目黒委員長、磯部、河合、田中、大石、村山、森各委員 他

1. 主な議事

○事務局より、第1回委員会の議事概要を説明するとともに、常時閉鎖の取り組み事例、委託料・保険料の事例、操作・退避ルール、管理委託のあり方等について意見交換を行った。

2. 主な意見

【議事（1）常時閉鎖の取り組み事例関係】

○地域によっては、水門・陸閘を閉める余裕の検討が必要である。時間的余裕のない所では、統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等をお願いしていく、ということになる。

○徳島県の事例によると、常時閉鎖を行うことによる年間経費の削減効果が示されている。常時閉鎖の効果として重要なポイントとなる。

【議事（2）委託料・保険料の事例】

○委託額にはかなりばらつきがみられるが、高額な事例もあるとの誤解を招かないように、同条件での比較になつてないといった点を、明記する必要がある。

【議事（3）操作・退避ルール関係】

○津波来襲までの時間がある場合、閉鎖タイミングの判断は難しい。遠地津波など津波到達まで時間がある場合と津波到達までの時間が切迫している場合の両方を想定し、操作・退避ルールを検討することも必要である。

○例えば、海水浴場で利用者が堤外に車を停めている時に、津波警報が出れば無条件に閉鎖をするのか、車が全て堤内に移動するまで待つかの判断に迷う場合がありうる。そういう場合の判断の参考になる事項を丁寧に記述した方が良い。

○陸閘の海側に人が残っている場合、避難するまで操作員ははり付くことになる。避難できるスロープが陸閘に併設されていれば、避難の状況を見ながら閉鎖判断が可能となる。

○避難ビルの安全性について、最大級の津波を想定すると必ずしも安全でない可能性もあり、最大級の津波を想定して避難場所を検討しておくことも重要である。

○河川管理の立場からすると、洪水などで水位が上昇している時に津波が来る場合、洪水へ対応するために水門を開放しておくか、津波へ対応するために水門は閉鎖しておくか、判断が難しいことがある。一様に「閉鎖」とするのでなく、中間的な場合を組み入れる

工夫が必要である。

- 中間とりまとめ（素案）を参照して、実際に海岸管理者に操作・退避ルールを策定してもらい、実効性を確認する必要がある。
- 地震時、管理者が耐震性のない住居等にいた場合、建物から出られないケースも考えられる。操作・退避ルールどおり行動する上で、建物の耐震性等も考慮する必要がある。
- 移動手段として徒歩・自転車に加えてバイクは有効である。ただし、あくまで操作・退避を円滑に行う上で有効なのであって、バイクを移動手段とすることで、操作員が広範囲を担当しなければならないということになると、操作員の安全上、却って好ましくない。
- 地域によって様々な事情があるため、本委員会で取りまとめる操作・退避ルール等の内容をガイドラインに反映する際には、一定の自由度を持った記載となるよう検討するのがよい。

【議事（4）管理委託のあり方関係】

- 委託契約の内容が海岸管理者に伝わるよう、契約書のひな形的なものができるとよい。
- 水門・陸閘等の背後地の状況も変化していくなかで、戦略的な人口誘導で水門・陸閘等の管理条件をよくしていくことも必要になってくる。
- 委託料は、自助・共助の考え方から、おたがいさまという意味で、通常の積算方法とは異なる設定となることもあるのではないか。地元とのなりわいの中で、協力するところは協力するという関係があっても良い。

以上